職員団体・労働組合に係る職務専念義務の免除等 に関する調査結果について

平成21年3月27日 総務省自治行政局公務員部公務員課 総務省自治財政局公営企業課

〇 職員団体に係る職務専念義務の免除等に関する調査

1 調査の概要

- (1) この調査は、地方公共団体(都道府県、政令市、市区町村)において、地方公務員 法第52条の規定による職員団体に加入している地方公務員が、勤務時間中に行ってい る職員団体のための活動の状況を調査したものです。
- (2) 今年度の調査は、平成20年1月16日付け総行公第2号公務員課長、総財公第3号公営企業課長通知により適正化を要請した後の状況をフォローアップするため、制度については平成20年9月30日現在(9月議会における条例改正を含む。)、運用については平成19年10月1日から平成20年9月30日までの期間を対象としています。
- (3) 「ながら条例」は、都道府県 47 団体、政令市 17 団体、市区町村 1,734 団体において制定されていました。(平成 20 年 9 月 30 日現在の団体数は、都道府県 47 団体、政令市 17 団体、市区町村 1,793 団体です。)
- (4) 組合休暇(職専免)は、都道府県21団体、政令市17団体、市区町村1,291団体において制度が設けられていました。
- (5) ながら条例における「条例準則」とは、昭和41年6月21日付け自治公第48号行政局長通知により示された「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(案)」をいいます。この中で、勤務時間中に給与を受けながら職員団体の活動を行うことができるのは、「地方公務員法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行なう場合」に限られるべきものとされています。
- (6) 組合休暇における「条例準則」とは、昭和43年10月17日付け自治公一第37号公務員第一課長通知により示された「組合休暇に関する改正条例案」をいいます。この中で、組合休暇を与えることができるのは、
 - ① 職員が登録された職員団体の規約に定める機関で人事委員会規則で定めるものの 構成員として当該機関の業務に従事する場合
 - ② 登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合

に限られ、組合休暇の期間は無給とすべきものとされています。

2 調査結果

(ポイント)

(1) 「ながら条例」の規定・運用の見直しが必要な団体の状況

区分	条例準則と 異なる規定	条例準則と 異なる運用	「ロ頭承認」 又は 「手続なし」
都道府県	0	6	0
政令市	0	4	0
市区町村	14	36	6 9
合 計	14	46	6 9

(2) 組合休暇 (職専免) の規定・運用の見直しが必要な団体の状況

区分	条例準則と 異なる規定	条例準則と 異なる運用	「口頭承認」 又は 「手続なし」	有給
都道府県	4	1	0	0
政令市	3	0	0	0
市区町村	64	45	2	6 9
合 計	7 1	46	2	69

3 資料

- 表1 「ながら条例」の運用の見直しが必要な都道府県、政令市、特別区…P4~P5
- 表 2 組合休暇(職専免)の規定・運用の見直しが必要な都道府県、政令市…P6
- 表 3 職員団体に係る職務専念義務の免除等の状況(都道府県、政令市、特別区)…P7~P10
- 表 4 市区町村調査結果表…P11~P12

○ 労働組合に係る職務専念義務の免除等に関する調査

1 調査の概要

- (1) この調査は、地方公共団体(都道府県、市区町村)において、労働組合法第2条の規定による労働組合に加入している地方公務員(単純労務職員及び企業職員(地方公営企業で勤務する単純労務職員を含む。))が、勤務時間中に行っている活動の状況を調査したものです。
- (2) 今年度の調査は、平成20年1月16日付け総行公第2号公務員課長、総財公第3号公営企業課長通知により適正化を要請した後の状況をフォローアップするため、制度については平成20年9月30日現在(9月議会における条例改正を含む。)、運用については平成19年10月1日から平成20年9月30日までの期間を対象としています。
- (3) 「7条3号ただし書き組合活動」とは、①労働組合法第7条第3号ただし書に規定する使用者との協議、交渉、②①に入る前の20~30分程度の時間、③①を行うための必要最小限の予備交渉をいいます。

2 調査結果

(ポイント)

(1) 「7条3号ただし書き組合活動」以外に有給で職務専念義務を免除している団体の 状況

	単純労	務職員	企業職員		
区分	労組がある 団体数	有給職免が ある団体数	労組がある 団体数	有給職免が ある団体数	
都道府県	24	2	43	7	
政令市	11	3	16	4	
市区町村	192	30	336	4 5	
合 計	227	35	395	56	

(2) 「ロ頭承認」又は「手続なし」の団体の状況

区分	単純労務職員	企業職員
都道府県	0	0
政令市	0	0
市区町村	11	26
合 計	11	26

3 資料

表 5 有給による労働組合活動の状況…P13~P18

〇 専従職員数

1 調査の概要

地方公共団体(都道府県、政令市)において、平成20年4月1日現在、地方公務員法第55条の2第5項又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第5項に基づく専従職員数を調査しました。

2 調査結果

(ポイント)

(1) 在籍専従職員の状況

区分	一般職員 職員団体	教育関係 職員団体	単純労務職員 職員団体	単純労務職員 労働組合	企業職員 労働組合
都道府県	288	731	1	7	37
政令市	102	107	0	18	60
合 計	390	838	1	25	97

3 資料

表 6 在籍専従職員の状況(都道府県、政令市)…P19~P20

表 1

「ながら条例」の運用の見直しが必要な都道府県、政令市、特別区

都 道 府 県

6団体

1 「適法な交渉」以外にも有給の組合活動を認めている団体

① 団体数

H19調査	H20調査	増減
4	2	▲ 2

②団体別の内訳

	条例準則	の範囲内	そ0	D他	合	計
	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
東京都	304	489	3,159	11,547	3,463	12,036
長崎県	427	1,290	287	921	714	2,211

- 注(1)「条例準則の範囲」とは、地方公務員法第55条第8項の規定に基づき適法な交渉を行う場合をいう。
 - (2) 都道府県全てにおいて運用を是正済み。(東京都:平成19年12月~、長崎県:平成20年4月~)
- 2 「適法な交渉」のための移動時間のみ、条例準則の範囲を超えて運用している団体

①団体数

H19調査	H20調査	増減
7	4	A 3

注 適法な交渉の場所に参集するに要する20分~30分程度の時間を除き、移動時間は「適法な交渉」の範囲には含まれない。

②団体名

青森県、宮城県、福島県、千葉県

注 4団体中3団体が運用を是正済み。(宮城県、福島県、千葉県:平成20年4月~) ただし、青森県は平成20年10月1日から是正。

政令市

4団体

1 「適法な交渉」以外にも有給の組合活動を認めている団体

① 団体数

H19調査	H20調査	増減
5	4	1

②団体別の内訳

	冬個淮町	の範囲内	その他			合計		
	未例竿則	の大型の四トオ	県費負担教	敗職員以外	県費負担	2教職員		ĀΙ
	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
名古屋市	2,205	4,122	5,984	12,085	0	0	8,189	16,207
京都市	2,146	3,585	3,231	7,858	0	0	5,377	11,443
大阪市	1,806	4,564	4,474	11,966	0	0	6,280	16,530
神戸市	3,325	6,626	583	1,354	0	0	3,908	7,980

注(1)「条例準則の範囲」とは、地方公務員法第55条第8項の規定に基づき適法な交渉を行う場合をいう。

(2) 政令市全てにおいて運用を是正済み。(神戸市:平成19年12月~、名古屋市、大阪市:平成20年4月~、京都市:平成20年5月~)

2 「適法な交渉」のための移動時間のみ、条例準則の範囲を超えて運用している団体

①団体数

H19調査	H20調査	増減
1	0	1

注 適法な交渉の場所に参集するに要する20分~30分程度の時間を除き、移動時間は「適法な交渉」の範囲には含まれない。

特 別 区

8団体

1「適法な交渉」以外にも有給の組合活動を認めている団体

①団体数

H19調査	H20調査	増減
23	8	▲ 15

②団体別の内訳

	冬個淮町	の毎囲内		そ(合計			
	条例準則の範囲内		県費負担教職員以外		県費負担教職員		口前	
	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
新宿区	206	244	211	712	22	52	439	1,008
墨田区	347	425	462	1,245	9	31	818	1,701
江 東 区	126	108	344	511	8	24	478	643
目 黒 区	24	46	508	1,945	8	18	540	2,009
大田区	353	107	214	1,659	10	24	577	1,790
世田谷区	21	31	1,307	4,289	0	0	1,328	4,320
豊島区	319	205	342	905	25	81	686	1,191
足立区	132	130	188	886	0	0	320	1,016

注(1)「条例準則の範囲」とは、地方公務員法第55条第8項の規定に基づき適法な交渉を行う場合をいう。

⁽²⁾ 千代田区、文京区、品川区、北区、練馬区は県費負担教職員のみ、条例準則の範囲を超えて運用している。(表3参照)

⁽³⁾ 平成20年9月30日現在、23区全てにおいて、運用を是正済み。

組合休暇(職専免)の規定・運用の見直しが必要な都道府県、政令市

都 道 府 県

4団体

1 組合休暇(職専免)制度の有無

(単位:団体数)

制度有り	制度なし	合計		
21	26	47		

2 組合休暇の規定が条例準則と異なる団体

①団体数

H19調査	H20調査	増減		
4	4	0		

②団体名

山形県、静岡県、和歌山県、佐賀県

3 条例準則の範囲を超えて運用している団体

①団体数

H19調査	H20調査	増減
1	1	0

②団体別の内訳

	条例準則の範囲内		その他		取得目的が不明		合計	
	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
静岡県	424	2,304	26	29	0	0	450	2,333

注 1)「条例準則の範囲」とは、(1)登録された職員団体の規約で定める機関で人事委員会規則で定めるものの構成員として当該団体の業務に従事する場合、(2)登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合をいう。

2) 静岡県は平成20年4月より運用を是正済み。

政 令 市

3団体

1 組合休暇(職専免)制度の有無

(単位:団体数)

制度有り	制度なし	合計		
17	0	17		

2 組合休暇の規定が条例準則と異なる団体

①団体数

H19調査	H20調査	増減		
3	3	0		

②団体名

札幌市、さいたま市、福岡市

3 条例準則の範囲を超えて運用している団体

①団体数

H19調査	H20調査	増減		
0	0	0		

職員団体に係る職務専念義務の免除等の状況(都道府県)

【調査期間:平成19年10月1日~平成20年9月30日】

○「ながら条例」に基づく活動状況

	条例準則(の範囲内	₹0)他	合計		
都道府県名	延べ人数 総時間		延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	
北 海 道	0	0	0	0	0	0	
青森	84	134	70	136	154	270	
岩 手	114	111	0	0	114	111	
宮城	155	314	123	143	278	457	
秋 田	128	177	0	0	128	177	
山 形	581	2,935	0	0	581	2,935	
福島	271	703	240	571	511	1,274	
茨 城	121	409	0	0	121	409	
栃 木	398	1,673	0	0	398	1,673	
群馬	127	313	0	0	127	313	
埼 玉	566	2,408	0	0	566	2,408	
千 葉	476	737	243	324	719	1,061	
東京	304	489	3,159	11,547	3,463	12,036	
神奈川	291	834	0	0	291	834	
新潟	2,042	5,085	0	0	2,042	5,085	
富山	290	282	0	0	290	282	
石 川	277	240	0	0	277	240	
福 井	48	117	0	0	48	117	
山 梨	49	102	0	0	49	102	
長 野	2,041	12,455	0	0	2,041	12,455	
岐 阜	40	93	0	0	40	93	
静岡	256	349	0	0	256	349	
<u>愛知</u> 三重	1,404	6,870	0	0	1,404	6,870	
	405	887	0	0	405	887	
滋賀	1,446	3,862	0	0	1,446	3,862	
京 都	1,650	6,727	0	0	1,650	6,727	
大 阪	5,301	20,802	0	0	5,301	20,802	
兵 庫	2,716	9,307	0	0	2,716	9,307	
奈 良	104	401	0	0	104	401	
和歌山	1,063	1,570	0	0	1,063	1,570	
鳥取	111	410	0	0	111	410	
島根	192	253	0	0	192	253	
岡山	884	2,205	0	0	884	2,205	
広島	4,464	8,606	0	0	4,464	8,606	
山口	295	781	0	0	295	781	
徳島	1,677	5,042	0	0	1,677	5,042	
香川	587	1,845	0	0	587	1,845	
愛媛	132	616	0	0	132	616	
高知	414	1,031	0	0	414	1,031	
福岡	412	1,471	0	0	412	1,471	
佐賀	1,030	3,799	0	0	1,030	3,799	
長崎	427	1,290	287	921	714	2,211	
熊本	176	601	0	0	176	601	
大 分	1,858	8,223	0	0	1,858	8,223	
宮崎	33	68	0	0	33	68	
鹿児島	301	1,859	0	0	301	1,859	
沖縄	31	93	0	0	31	93	

注 1)「条例準則の範囲」とは、地方公務員法第55条第8項の規定に基づき適法な交渉を行う場合をいう。

²⁾ 青森県、宮城県、福島県、千葉県については、「適法な交渉」に出席するための移動時間についてのみ「その他」に計上している。 3) 運用がない場合は「0」としている。

職員団体に係る職務専念義務の免除等の状況(都道府県)

【調査期間:平成19年10月1日~平成20年9月30日】

〇組合休暇(職専免)に基づく活動状況

	条例準則	の範囲内	その)他	取得目的	りが不明	合詞	†
都道府県名	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	_	_	_	_	_	_	_	_
岩 手	_	_	_	_	_	_	_	_
宮城	_	_	_	_	_	_	_	_
秋 田	_	_	_	_	_	_	_	_
山 形	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	_	_	_	_	_	_	_	_
茨 城	_	_		_	_	_	_	_
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	_	_	_	_	_		_	
埼玉	4	17	0	0	0	0	4	17
千 葉	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	1,008	2,790	0	0	0	0	1,008	2,790
神奈川	- 1 000	7,000	_		_		1,000	7,000
新潟 富山	1,662	7,202	0	0	0	0	1,662	7,202
<u>富山</u> 石川	_				_			
福井	_		_		_			
山梨	_	_	_	_	_	_	_	_
長野	_	_	_	_	_		_	
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	424	2,304	26	29	0	0	450	2,333
愛知	290	1,130	0	0	0	0	290	1,130
三重	8	63	0	0	0	0	8	63
滋賀	_	_	_	_	_	_	_	_
京都	0	0	0	0	0	0	0	0
大 阪	_	_	1	_	-	_	_	_
兵 庫	153	648	0	0	0	0	153	648
奈 良	_	_	_	_	_		_	
和歌山	1	16	0	0	0	0	1	16
鳥取	_	_	_	_	_	_	_	_
島根	_	_	_	_	_		_	_
岡山	_	_	_	_	_	_	_	
広島	— —	- 150	_		_			- 150
山口	25	152	0	0	0	0	25	152
徳島	60	313	0	U	U	0	60	313
香 川 愛 媛	_				_			
高知	53	295	0	0	0	0	53	295
福岡	19	109	0	0	0	0	19	109
佐 智	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎		_	_	_	_			
長崎熊本	_	_	_	_	_	_	_	_
大 分	_	_	_	_	_	_	_	_
宮崎	_	_	_		_	_	_	_
鹿児島	_	_	_	_	_	_	_	_
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1)「条例準則の範囲」とは、(1)登録された職員団体の規約で定める機関で人事委員会規則で定めるものの構成員として当該団体の業務に従事する場合、(2)登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合をいう。

²⁾組合休暇制度(若しくはそれに相当する職専免制度)がない場合は $\Gamma-J$ 、制度はあるが運用がない場合は $\Gamma0J$ としている。

職員団体に係る職務専念義務の免除等の状況(政令市)

【調査期間:平成19年10月1日~平成20年9月30日】

○「ながら条例」に基づく活動状況

		o#!!!		その	D他		∆= 1	
	条例準則	の車囲内	県費負担教職員以外		県費負担教職員		合計	
政令市名	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
札幌市	524	665	0	0	0	0	524	665
仙台市	1,699	6,699	0	0	0	0	1,699	6,699
さいたま市	685	1,484	0	0	0	0	685	1,484
千葉 市	215	406	0	0	0	0	215	406
横浜市	5,670	17,632	0	0	0	0	5,670	17,632
川崎市	6,501	16,410	0	0	0	0	6,501	16,410
新潟市	193	383	0	0	0	0	193	383
静岡市	48	71	0	0	0	0	48	71
浜 松 市	80	113	0	0	0	0	80	113
名古屋市	2,205	4,122	5,984	12,085	0	0	8,189	16,207
京都市	2,146	3,585	3,231	7,858	0	0	5,377	11,443
大阪市	1,806	4,564	4,474	11,966	0	0	6,280	16,530
堺 市	286	736	0	0	0	0	286	736
神戸市	3,325	6,626	583	1,354	0	0	3,908	7,980
広島市	235	307	0	0	0	0	235	307
北九州市	1,495	1,846	0	0	0	0	1,495	1,846
福岡市	173	411	0	0	0	0	173	411

注 1)「条例準則の範囲」とは、地方公務員法第55条第8項の規定に基づき適法な交渉を行う場合をいう。

〇組合休暇(職専免)に基づく活動状況

	条例準則	の範囲内	その他		取得目的が不明		合計	
政令市名	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
札幌市	347	1,913	0	0	0	0	347	1,913
仙台市	131	873	0	0	0	0	131	873
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉 市	30	174	0	0	0	0	30	174
横浜市	337	239	0	0	0	0	337	239
川崎市	49	236	0	0	0	0	49	236
新 潟 市	36	253	0	0	0	0	36	253
静岡市	78	496	0	0	0	0	78	496
浜 松 市	2	20	0	0	0	0	2	20
名古屋市	216	682	0	0	0	0	216	682
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0
大 阪 市	2,471	6,106	0	0	0	0	2,471	6,106
堺 市	522	2,471	0	0	0	0	522	2,471
神戸市	6	26	0	0	0	0	6	26
広島市	13	216	0	0	0	0	13	216
北九州市	141	849	0	0	0	0	141	849
福岡市	482	1,631	0	0	0	0	482	1,631

注 1)「条例準則の範囲」とは、(1)登録された職員団体の規約で定める機関で人事委員会規則で定めるものの構成員として当該団体の業務に従事する場合、 (2)登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合をいう。

²⁾ 運用がない場合は「O」としている。

²⁾組合休暇制度(若しくはそれに相当する職専免制度)がない場合は[-]、制度はあるが運用がない場合は[0]としている。

職員団体に係る職務専念義務の免除等の状況(特別区) 【調査期間:平成19年10月1日~平成20年9月30日】

○「ながら条例」に基づく活動状況

		o#==		そ0	D他			=1
	条例準則	の範囲内	県費負担教	敗職員以外	県費負担	旦教職員	合	計
特別区名	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
千代田区	35	19	0	0	1	2	36	21
中央区	122	100	0	0	0	0	122	100
港区	333	654	0	0	0	0	333	654
新宿区	206	244	211	712	22	52	439	1,008
文 京 区	323	246	0	0	1	4	324	250
台東区	0	0	0	0	0	0	0	0
墨田区	347	425	462	1,245	9	31	818	1,701
江 東 区	126	108	344	511	8	24	478	643
品川区	93	110	0	0	8	31	101	141
目 黒 区	24	46	508	1,945	8	18	540	2,009
大田区	353	107	214	1,659	10	24	577	1,790
世田谷区	21	31	1,307	4,289	0	0	1,328	4,320
渋 谷 区	101	156	0	0	0	0	101	156
中野区	7	12	0	0	0	0	7	12
杉並区	233	216	0	0	0	0	233	216
豊 島 区	319	205	342	905	25	81	686	1,191
北区	458	1,128	0	0	1	4	459	1,132
荒川 区	531	330	0	0	0	0	531	330
板 橋 区	93	228	0	0	0	0	93	228
練馬区	867	1,372	0	0	24	83	891	1,455
足立区	132	130	188	886	0	0	320	1,016
葛 飾 区	411	880	0	0	0	0	411	880
江戸川区	100	131	0	0	0	0	100	131

注 1)「条例準則の範囲」とは、地方公務員法第55条第8項の規定に基づき適法な交渉を行う場合をいう。

〇組合休暇(職専免)に基づく活動状況

	条例準則	の範囲内	その)他	取得目的	りが不明	合	計
特別区名	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
千代田区	0	0	0	0	0	0	0	0
中央区	53	85	0	0	0	0	53	85
港区	95	301	0	0	0	0	95	301
新宿区	32	49	0	0	0	0	32	49
文 京 区	1	4	0	0	0	0	1	4
台東区	6	11	0	0	0	0	6	11
墨田区	4	14	0	0	0	0	4	14
江 東 区	164	394	0	0	0	0	164	394
品 川 区	8	29	0	0	0	0	8	29
目 黒 区	71	191	0	0	0	0	71	191
大田区	73	231	0	0	0	0	73	231
世田谷区	0	0	0	0	0	0	0	0
渋谷区	814	2,199	0	0	0	0	814	2,199
中野区	0	0	0	0	0	0	0	0
杉並区	902	3,849	0	0	0	0	902	3,849
豊島区	0	0	0	0	0	0	0	0
北区	0	0	0	0	0	0	0	0
荒川区	13	42	0	0	0	0	13	42
板 橋 区	5	13	0	0	0	0	5	13
練馬区	1,954	4,608	0	0	0	0	1,954	4,608
足立区	72	172	0	0	0	0	72	172
葛 飾 区	45	160	0	0	0	0	45	160
江戸川区	56	158	0	0	0	0	56	158

注 1)「条例準則の範囲」とは、(1)登録された職員団体の規約で定める機関で人事委員会規則で定めるものの構成員として当該団体の業務に従事する場合、(2)登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合をいう。

²⁾ 運用がない場合は「O」としている。

²⁾組合体暇制度(若しくはそれに相当する職専免制度)がない場合は $\Gamma-J$ 、制度はあるが運用がない場合は ΓOJ としている。

市区町村調査結果表 (職員団体)

○「ながら条例」の規定・運用の見直しが必要な市区町村

Oliz	7.77.1	<u> 3 余例</u>	」の対	<u>.</u> 正	連用の見直しが必要な市場	쓰미 1			
区	分	市区町村数			「ながら条例」の規定が 「適法な交渉」以外の ものを含んでいる団体	Г	適法な交渉」以外にも有給の 組合活動を認めている団体 (H19.10.1~H20.9.30)		「ロ頭承認」又は 「手続なし」の団体
北氵	毎 道	179	175	1	砂川市	0		9	小樽市、富良野市、当別町、江差町、 積丹町、仁木町、余市町、由仁町、 中礼内村
青	森 県	40	40	0		0		0	
岩 =	手 県	35	35	0		0		0	
宮は	成 県	35	35	0		0		0	
秋E	田県	25	25	0		1	(秋田市)	0	
<u></u> Д	形界	35	35	2	新庄市、天童市	0		10	米沢市、鶴岡市、寒河江市、長井市、 天童市、最上町、真室川町、高畠町、 飯豊町、庄内町
福!	島県	59	58	0		1	(猪苗代町)	2	国見町、小野町
茨 坎	成 県	44	44	0		0		0	
栃っ	木 県	31	31	0		0		0	
群!	馬	38	38	0		0		0	
_	玉 県		69	0		0		5	川越市、狭山市、蕨市、久喜市、 鶴ヶ島市
千月	葉 県	55	54	0		3	(茂原市)、香取市、芝山町	1	佐倉市
	京都	23	23	0		8	(新宿区)、(墨田区)、(江東区)、(目黒区)、 (大田区)、(世田谷区)、(豊島区)、 (足立区)	0	
	京都 订村)	39	37	1	国立市	5	(三鷹市)、(府中市)、(町田市)、国立市、 (多摩市)	0	
神奈	川県	31	30	1	横須賀市	2	横須賀市、藤沢市	4	鎌倉市、逗子市、厚木市、葉山町
新 >	舄 県	30	29	0		0		0	
富し	山県	15	15	0		0		0	
石 丿	県	19	18	0		0		0	
福	井県	17	17	0		0		0	
山	梨県	28	28	0		0		0	
	野県		78	0		0		5	飯田市、千曲市、箕輪町、高森町、 豊丘村
	阜県	_	27	0		0		0	
	岡 県	_	39	0		0		0	
	印	_	44	0		0		1	長久手町
	重	_	29	0		0		0	
	貿易	_	26	0		0		0	
京	邹 床	25	25	1	八幡市	4	(向日市)、八幡市、京田辺市、大山崎町	4	綾部市、亀岡市、城陽市、八幡市
大『	阪 店	41	41	1	八尾市	1	八尾市	8	岸和田市、豊中市、泉佐野市、 富田林市、和泉市、箕面市、羽曳野市、 熊取町
	車	_	40	2	尼崎市、西宮市	1	西宮市	3	芦屋市、宝塚市、川西市
	良県	_	39	0		1	奈良市	1	奈良市
和歌		_	30	0		0		0	
	取 県		19	0		0		0	
	退 県		21	0		0	(A #I)	0	
	<u>山</u> 県		27	0		1	(倉敷市)	0	
	島県	_	22	0		0		0	June 1 min to 1
	<u>」</u>		20	0		0		2	山陽小野田市、和木町
	島 県		24	0		0		1	徳島市
	川 県		17	0		0		2	高松市、坂出市
	暖 県		20	0	1. /± '= 1. +-	0	ウィナールとはルナ	0	*****
	知 県		60	2	土佐清水市 水巻町、糸田町	4	宿毛市、土佐清水市 (八女市)、(太宰府市)、(那珂川町)、	8	東洋町 直方市、八女市、小郡市、筑紫野市、
	当 デ		20	0	小小子門、水田町	0	水巻町	0	久山町、水巻町、大刀洗町、添田町
	奇 県	_	23	0	1	0		0	
	本 県		48	0		1	熊本市	1	荒尾市
	· // 分	_	18	0		0		0	
	。		30	0		0		1	高原町
鹿児	-	_	46	0		0		0	
	縄 県		32	2	沖縄市、読谷村	1	(那覇市)	0	
合	Ē		1,734	14		36		69	

[|] 合 計 | 1,793 | 1,734 | 14 | 36 | 69 | 注)「適法な交渉」以外にも有給の組合活動を認めている団体のうち、()の市区町村は平成20年9月30日現在で運用を是正済み。

○組合休暇の規定・運用の見直しが必要な市区町村

〇組		1小中	支の坊	(正・)	門	の見直しが必要な市区	<u>С</u> Ш]	竹			1	
区	3	分	市区町村数	制度あり	:	組合休暇の規定が 条例準則と異なる団体		条例準則を超える 運用をしている団体 (H19.10.1~H20.9.30)		「ロ頭承認」又は 「手続なし」の団体		有給の団体
北:	海	道	179	151	3	美唄市、歌志内市、美瑛町	0		1	仁木町	1	美瑛町
	森	県	40	16	0		0		0		0	
	手	県	35	26	0		0		0		0	
	城	県	35	22	0		0		0		0	
	田	県	25	25	0		0		0		0	
	形	県	35	32	0		0		0		0	
	島	県	59	33	2	郡山市、鮫川村	2	郡山市、(浪江町)	0		3	郡山市、南相馬市、鮫川村
_	城	県	44	44	0		0		0		0	
	木	県	31	31	0		0		0		0	
群	馬	県	38	16	_		U		U		U	
埼	玉	県	69	68	5	川越市、熊谷市、川口市、 上尾市、鳩ヶ谷市	4	川越市、熊谷市、川口市、 鳩ヶ谷市	0		5	川越市、熊谷市、川口市、 上尾市、鳩ヶ谷市
千	葉	県	55	41	0		0	749 7 11 11	0		0	
	京都											
	3区)		23	23	0		0		0		0	
	京都町村		39	29	1	昭島市	3	(武蔵野市)、昭島市、 (日の出町)	0		11	青梅市、昭島市、調布市、 福生市、狛江市、東大和市、 あきる野市、大島町、利島村、 三宅村、青ヶ島村
** *	- 111		0.1						_		1.	大磯町、箱根町、真鶴町、
神奈	. 111	県	31	26	0		0		0		4	湯河原町
新	澙	県	30	29	0		0		0		0	
ョ	山	県	15	0	0		0		0		0	
	Ш	県	19	1	0		0		0		0	
	井	県	17	5	_	福井市、敦賀市、大野市	1	福井市	0		3	福井市、敦賀市、大野市
	梨	県	28	0	0		0		0		0	
	野	県	81	75	0		0		0		2	塩尻市、飯島町
	阜	県	42	37	0		0		0		0	
静	岡	県	39	37	0		0		0		0	
愛:	知	県	60	18	8	春日井市、津島市、豊田市、 西尾市、日進市、豊山町、 幸田町、小坂井町	5	春日井市、津島市、豊田市、 西尾市、小坂井町	0		6	春日井市、津島市、日進市、 豊山町、幸田町、小坂井町
	重	県	29	17	0		0		0		0	
滋	賀	県	26	23	0		0		0		0	
京	都	府	25	13	4	亀岡市、城陽市、京丹後市、 久御山町	5	宮津市、八幡市、長岡京市、 京丹後市、久御山町	1	八幡市	7	宮津市、亀岡市、城陽市、 八幡市、京田辺市、京丹後市、 久御山町
大丨	阪	府	41	25	12	岸和田市、豊中市、吹田市、 貝塚市、八尾市、泉佐野市、 松原市、和泉市、箕面市、 羽曳野市、門真市、高石市	7	岸和田市、(高槻市)、貝塚市、 泉佐野市、松原市、箕面市、 門真市	0		8	岸和田市、豊中市、貝塚市、 泉佐野市、松原市、和泉市、 箕面市、門真市
	庫	県	40	40	0		0		0		0	
奈 .	良	県	39	37	0		0		0		0	
和 歌	ц	県	30	22	7	新宮市、紀の川市、岩出市、 湯浅町、有田川町、北山村、 串本町	2	海南市、(新宮市)	0		0	
鳥	取	県	19	4	0		0		0		0	
	100	県	21	16	0		1	(美郷町)	0			津和野町、吉賀町
岡	山	県	27	10	1	津山市	0		0		3	津山市、玉野市、総社市
広.	島	県	22	22	0	-	0	<u> </u>	0	-	0	
	П	県	20	19	0		0		0		0	
	島	県	24	18	0		0		0		0	
	Ш	県	17	7	0		0		0		0	
	媛	県	20	0	0	1 /± m=	0		0		0	1 /± m=
高:	知	県	34	31	1	土佐町	0		0		1	土佐町
福	岡	県	64	31	6	行橋市、豊前市、中間市、 芦屋町、水巻町、遠賀町	9	行橋市、豊前市、中間市、 (春日市)、(大野城市)、 芦屋町、水巻町、岡垣町、 遠賀町	0		10	直方市、行橋市、豊前市、 中間市、芦屋町、水巻町、 岡垣町、遠賀町、大任町、 築上町
佐:	賀	県	20	12	8	佐賀市、唐津市、鳥栖市、 多久市、鹿島市、基山町、 みやき町、白石町	0		0		0	
長り	崎	県	23	13	0		0		0		0	
熊	本	県	48	46	1	熊本市	1	熊本市	0		0	
	分	県	18	11	0		0		0		0	
	崎	県	30	11	0		1	(日向市)	0		1	串間市
鹿児	島	県	46	44	0		0		0		0	
沖;		県計	41 1,793	34 1,291	2 64	宜野湾市、読谷村	4	宜野湾市、石垣市、浦添市、 (うるま市)	0		2 69	宜野湾市、読谷村
								 0年9月30日現在で運用を是正活		<u>l</u>	บฮ	L

注)条例準則を超える運用をしている団体のうち、()の市区町村は平成20年9月30日現在で運用を是正済み。

有給による労働組合活動の状況

【調査期間:平成19年10月1日~平成20年9月30日】

都道府県

①「7条3号ただし書き組合活動」以外に有給の労働組合活動があると報告のあった団体数

【単純労務職員】

H19調査	H20調査	増減
4	2	▲ 2

【企業職員】

H19調査	H20調査	増減
11	7	4 4

- ※「企業職員」には地方公営企業で勤務する単純労務職員を含む。以下同じ。
- 〇本表では次の(1)~(3)の労働組合活動を「7条3号ただし書き組合活動」という。
 - (1) 労働組合法第7条第3号ただし書に規定する使用者との協議・交渉
 - (2) (1)に入る前の20~30分程度の時間
 - (3) (1)を行うための必要最小限の予備交渉
- 〇単純労務職員の2団体及び企業職員の7団体の内訳は以下のとおり。
 - 青森県(単純労務職員、工業用水道事業、電気事業、病院事業)
 - 宮城県(病院事業)
 - 千葉県(工業用水道事業・宅地造成事業、病院事業)
 - 東京都(水道事業・工業用水道事業、交通事業・電気事業、下水道事業)
 - 新潟県(病院事業)
 - 長崎県(単純労務職員、病院事業)
 - 宮崎県(工業用水道事業・電気事業・観光施設事業)
 - ※青森県(病院事業)、干葉県(病院事業)、宮崎県(電気事業・工業用水道事業・観光施設事業)においては、実績はないが、「7条3号ただし書き組合活動」以外の組合活動に有給の職務専念義務免除を認める制度がある。
 - ※宮城県(病院事業)、千葉県(工業用水道事業・宅地造成事業)、東京都(水道事業・工業用水道事業、交通事業・電気事業、下水道事業)、新潟県 (病院事業)、長崎県(単純労務職員、病院事業)については、平成20年9月30日時点で「7条3号ただし書き組合活動」のみを有給とするように是正 済み。
 - ※青森県(単純労務職員、工業用水道事業、病院事業)については、平成20年10月1日から「7条3号ただし書き組合活動」のみを有給とするよう是正済み。青森県(電気事業)については平成19年度をもって事業廃止。
- 〇都道府県において、「口頭承認」又は「手続なし」で勤務時間中の労働組合活動を認めている団体はない。

②全団体の状況

②宝団体の状況								
		17条3号ただし 	書き組合活動」	その他約	自合活動	合計		
都道府県名	事業名	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	
北海道	単	-	-	-	-	-	-	
北 海 追	エ・電	7	31	0	0	7	31	
	単	102	187	98	193	200	380	
青森県	I	2	4	2	5	4	9	
月林乐	電	3	6	2	5	5	11	
	病	0	0	0	0	0	0	
	単	-	_	-	_	-	-	
岩 手 県	エ・電	32	102	0	0	32	102	
	病	22	96	0	0	22	96	
宮城県	単	0	0	0	0	0	0	
古纵乐	病	14	21	14	20	28	41	
秋田県	単	-	-	_	_	-	-	
7人 山 宋	エ・電	14	17	0	0	14	17	
	単	-	-	_	_	-	-	
山 形 県	水・工・電・他	116	713	0	0	116	713	
	病	57	362	0	0	57	362	
	単	-	_	_	_	_	-	
福島県	エ	10	80	0	0	10	80	
	病	31	164	0	0	31	164	
	単	412	2,326	0	0	412	2,326	
茨 城 県	水・工・他	37	148	0	0	37	148	
	病	96	387	0	0	96	387	
栃木県	単	-	-	_	_	-	-	
伽水东	水・工・電・他	25	65	0	0	25	65	
	単	0	0	0	0	0	0	
群馬県	水・工・電・他	29	92	0	0	29	92	
	病	31	103	0	0	31	103	
	単	-	-	_	_	-	-	
埼 玉 県	水・工・他	50	183	0	0	50	183	
	病	5	20	0	0	5	20	

	_		「7条3号ただし	書き組合活動」	 その他約	且合活動	合	 計
都道府県	名	事業名	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
		単	-	-	-	-	_	-
千 葉	旦	水	135	629	0	0	135	629
1 *	//	工・他	36	62	19	25	55	87
		病単	0	0	0	0	0	0
		水・エ	2,222	6,196	3,422	8,580	5,644	14,776
東京	都	交•電	985	2,548	795	2,184	1,780	4,732
		他	2,681	8,040	1,565	4.257	4,246	12,297
		単	117	430	0	0	117	430
神奈川!	県	水・電・他	166	552	0	0	166	552
		病	16	41	0	0	16	41
± >		単	60	180	0	0	60	180
新 潟	県	工・電・他	132	546	0	0	132	546
		病 単	822	2,331 -	1,756 –	4,611 –	2,578 –	6,942
富山	県	<u></u> 水・エ・電・他	126	137	0	- 0	126	137
		単	0	0	0	0	0	0
石 川	県	 水・電	0	0	0	0	0	0
2급 ++	ıB	単	0	0	0	0	0	0
福井	示	水・工・電・他	0	0	0	0	0	0
山梨	県	単	-	_	_	_	_	
	/IX	電・他	69	82	0	0	69	82
長 野	県	単	- 41	-	_	-	- 41	-
		水·電 単	<u>41</u>	69 	0	0	41	69
岐 阜	県	単 水・エ	_			_	_	
		単	_	_	_	_	_	_
静岡	県	水・工・他	0	0	0	0	0	0
		病	0	0	0	0	0	0
		単	-	_	_	_	-	_
愛 知	県	水・工・他	-	-	_	_	_	_
		病	111	527	0	0	111	527
_ _	Е	単	389	559	0	0	389	559
三重	乐	水・工・電	12 20	50 68	0	0	12 20	50 68
		病単	_	_		_		_ 00
滋賀	県	<u>+</u> 水・エ	_	_	_	_	_	_
724 54	/ \	病	_	_	_	_	_	-
<u></u>	rt.	単	-	_	_	_	_	_
京都	ИT	水・工・電	-	_	_	_	_	_
大 阪	府	単	547	2,390	0	0	547	2,390
7 122	/13	水・エ	244	926	0	0	244	926
兵 庫	県	単	1,093	4,946	0	0	1,093	4,946
		病 単	472 -	1,924	0	0	472 -	1,924 -
奈 良	県	<u></u> 水	18	<u> </u>	0	- 0	18	67
7		単	-	-			-	-
和歌山!	県	工・他	0	0	0	0	0	0
		単	18	58	0	0	18	58
鳥取	県	エ・電	8	36	0	0	8	36
		病	5	17	0	0	5	17
<u> </u>	Е	単	108	66	0	0	108	66
島根	県	水・工・電・他	45	90	0	0	45	90
-		病 単	_ 0	0	_ 0	0	0	<u> </u>
岡山	県	エ・電	135	360	0	- 0	135	360
			64	120	0	0	64	120
広島	県	水・工・他	130	239	0	0	130	239
μп	ı	単	7	7	0	0	7	7
шц	ᅏ	エ・電	29	80	0	0	29	80
		単	-	_	_	_	_	_
徳島	県	エ・電・他	66	160	0	0	66	160
		病	50	222	0	0	50	222
乗Ⅲ	旧	半.工.節	101	427	0	0	101	427
香川	示	水·工·簡 病	92 143	190 442	0	0	92 143	190 442
<u> </u>		単	- 143	<u> 442</u> –		_		- 44 2
愛 媛	県	工・電・病	7	34	0	0	7	34
÷ +=	ıp	単	- '	-	-	-	-	-
高 知	県	工・電・病	97	274	0	0	97	274

		「7条3号ただし	書き組合活動」	その他糸	且合活動	合	計
都道府県名	事業名	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
m .e	単	293	1.104	0	0	293	1,104
福岡県	エ・電・他	8	22	0	0	8	22
/- to 18	単	_	_	-	_	_	-
佐 賀 県	I	_	_	_	_	_	_
	単	83	305	81	407	164	712
長 崎 県	交	390	2,795	0	0	390	2,795
	病	15	18	28	29	43	47
	単	123	387	0	0	123	387
熊 本 県	工·電·他	79	195	0	0	79	195
	病	0	0	0	0	0	0
	単	312	1,502	0	0	312	1,502
大 分 県	エ・電	0	0	0	0	0	0
	病	123	261	0	0	123	261
	単	0	0	0	0	0	0
宮崎県	工·電·他	35	87	0	0	35	87
	病	2	2	0	0	2	2
	単	497	3,185	0	0	497	3,185
鹿児島県	エ	-	_	1	1	-	1
	病	11	61	0	0	11	61
	単	79	281	0	0	79	281
沖縄県	水	257	1,278	0	0	257	1,278
	病	53	248	0	0	53	248

注 1) 網掛けの団体は、「7条3号ただし書き組合活動」以外の組合活動に有給の職務専念義務免除の制度又は実績があると報告のあった団体である。

²⁾ 労働組合がない場合は「一」としている。

^{3) &}lt;事業名等の凡例>

単:単純労務職員水:水道事業、エ:工業用水道事業、交:交通事業(軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業をいう。)、電:電気事業、簡:簡易水道事業、病:病院事業、 は、人をいい、これで

他:左記以外の事業

政令市

①「7条3号ただし書き組合活動」以外に有給の労働組合活動があると報告のあった団体数

【単純労務職員】

H19調査	H20調査	増減
4	3	▲ 1

【企業職員】

H19調査	H20調査	増減
6	4	▲2

- 〇単純労務職員の3団体及び企業職員の4団体の内訳は以下のとおり。
 - · 名古屋市(水道事業·工業用水道事業·下水道事業、交通事業、病院事業)
 - · 京都市(単純労務職員、水道事業·下水道事業、交通事業)
 - · 大阪市(単純労務職員、水道事業、交通事業)
 - · 神戸市(単純労務職員、水道事業·工業用水道事業、交通事業)
- ※上記4団体の単純労務職員及び全事業について、平成20年9月30日時点で「7条3号ただし書き組合活動」のみを有給とするよう是正済み。 〇政令市において、「口頭承認」又は「手続なし」で勤務時間中の労働組合活動を認めている団体はない。

②全団体の状況

		「7条3号ただし	書き組合活動」	その他紀	且合活動	合	 計
都道府県名	事業名	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
	単	210	203	0	0	210	203
+ı +a +	水	71	124	0	0	71	124
札幌市	交	362	884	0	0	362	884
	病	12	17	0	0	12	17
	単	692	3,444	0	0	692	3,444
	水	485	893	0	0	485	893
仙台市	交	1,227	7,333	0	0	1,227	7,333
	ガ	92	321	0	0	92	321
	病	42	63	0	0	42	63
さいたま市	単	-	-	-	-	-	-
さいたま巾	水	196	373	0	0	196	373
千葉市	単	77	168	0	0	77	168
十 未 川	水	_	_	_	-	-	-
	単	_	_	-	-	-	-
横浜市	水・エ	1,842	4,536	0	0	1,842	4,536
	交	120	261	0	0	120	261
	病	210	745	0	0	210	745
Ι	単	-	-	-	_	_	-
川崎市	水・エ	1,033	2,508	0	0	1,033	2,508
711	交	705	1,282	0	0	705	1,282
	病	24	32	0	0	24	32
	単	41	67	0	0	41	67
新 潟 市	水	124	132	0	0	124	132
	病	0	0	0	0	0	0
静岡市	単	-	-	-	_	_	-
133 1-3 1,1-	水・他	0	0	0	0	0	0
浜松市	単	-	-	_	_	_	
,	水・他	159	221	0	0	159	221
_	単	-	-	-			_
名古屋市	水・工・他	812	2,962	672	2,589	1,484	5,551
_	交	767	1,165	1,112	1,588	1,879	2,753
	病	107	214	0	0	107	214
÷ ** +	単	675	1,086	782	1,295	1,457	2,381
京都市	水・他	447	863	1,856	5,554	2,303	6,417
	交 単	575	1,133 2,449	514 2,260	1,049 6,302	1,089 3,425	2,182
大阪市		1,165					8,751
	水 交	1,259	1,574 108	1,075 990	3,681 2,827	2,334 1,083	5,255 2,935
	× 単	60	204	990	2,827	60	204
堺 市	 水·他	211	781	0	0	211	781
	単	808	2,476	69	199	877	2,675
神戸市	生 水・エ	272	1,051	121	347	393	1,398
17 / "		1,143	1,874	209	320	1,352	2,194
	 単	169	125	0	0	169	125
広島市	 水	337	386	0	0	337	386
,	病	96	140	0	0	96	140
	単	440	437	0	0	440	437
 	水·工	216	458	0	0	216	458
北九州市	交	65	260	0	0	65	260
	病	459	459	0	0	459	459
	単	361	885	0	0	361	885
福岡市	· 水	73	203	0	0	73	203
"	交	74	202	0	0	74	202
注 1) 網掛けの団体に		・・・ き組合活動」以外の組合:					

注 1) 網掛けの団体は、「7条3号ただし書き組合活動」以外の組合活動に有給の職務専念義務免除の制度又は運用があると報告のあった団体である。

²⁾ 労働組合がない場合は「一」としている。

^{3) &}lt;事業名等の凡例>

単:単純労務職員、水:水道事業、工:工業用水道事業、交:交通事業(軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業をいう。)、ガ:ガス事業、病:病院事業、他:左記以外の事業

市区町村

【単純労務職員】

①「7条3号ただし書き組合活動」以外に有給の労働組合活動があると報告のあった団体数

H19調査	H20調査	増減
60	30	▲ 30

②「口頭承認」又は「手続なし」で勤務時間中の組合活動を認めている団体数

H19調査	H20調査	増減
31	11	▲ 20

③全団体の状況 (単位:団体数)

区分	労働組合の 存在する 団体数		「7条3号ただし書き組合活動」以外に 有給の組合活動あり (H19.10.1~H20.9.30)		「口頭承認」又は「手続なし」
北 海 道	3	0		0	
青 森 県	6	0		0	
岩 手 県	1	0		0	
宮 城 県	-	0		0	
秋 田 県	3	1	(秋田市)	0	
山 形 県	-	0		0	
福島県	-	0		0	
茨 城 県	3	0		0	
栃木県	1	0		0	
群馬県	7	0		0	
埼 玉 県	11	2	熊谷市、三郷市	1	川越市
千葉県	5	0		0	
東京都(特別区)	23	6	(新宿区)、(墨田区)、(目黒区)、(世田谷区)、(渋谷区)、(足立区)	0	
東京都(市町村)	1	0		0	
神奈川県	3	0		1	鎌倉市
新 潟 県	3	0		0	
富山県	-	0		0	
石 川 県	1	0		0	
福井県	2	2	福井市、大野市	0	
山 梨 県	-	0		0	
長 野 県	2	0		0	
岐阜県	1	0		0	
静岡県	4	0		0	
愛知県	5	0		0	
三重県	2	0		0	
滋賀県	3	0	4≅60.1.± / ← □ ± \	0	
京都府	3	2	福知山市、(向日市)	0	m + +
大阪府	7	4	豊中市、貝塚市、八尾市、泉佐野市	1	豊中市
兵 庫 県	7	0	* a +	2	芦屋市、宝塚市
- 奈 良 県 	2	0	奈良市	0	奈良市
和 歌 山 県 	2	0		0	
島根県	15	2	津和野町、吉賀町	0	
岡 山 県	5	3	(倉敷市)、津山市、玉野市	0	
広島県	3	0	(A) (A) (在每中/ 完計 由	0	
山口県	5	0		1	山陽小野田市
徳島県	3	0		0	
香川県	4	0		1	坂出市
愛媛県	2	0		0	S
高知県	-	0		0	
福岡県	18		直方市、中間市、(大野城市)、水巻町	3	直方市、久山町、水巻町
佐賀県	-	0	Example Asset Asse	0	
長崎県	9	0		0	
熊本県	6		熊本市	0	
大 分 県	-	0		0	
宮崎県	10	2	(日向市)、(えびの市)	0	
鹿児島県	-	0		0	
沖 縄 県	-	0		0	
合 計	192	30		11	
			1		1

市区町村

【企業職員】

①「7条3号ただし書き組合活動」以外に有給の労働組合活動があると報告のあった団体数

H19調査	H20調査	増減
72	45	▲ 27

②「口頭承認」又は「手続なし」で勤務時間中の組合活動を認めている団体数

H19調査	H20調査	増減	
58	26	▲ 32	

③全日	③全団体の状況 (単位:団体数)								
労働組合の 存在する 団体数		る 有給の組合活動あり			「ロ頭承認」又は「手続なし」				
北	海	道	16	0		0			
青	森	県	6	1	(弘前市(水))	0			
岩	手	県	2	0		0			
宮	城	県	4	0		0			
秋	田	県	8	1	(秋田市(水・他))	0			
山	形	県	6	0		2	鶴岡市(水)、長井市(水)		
福	島	県	5	2	郡山市(水)、いわき市(水)	0			
茨	城	県	8	0		0			
栃	木	県	3	0		1	宇都宮市(水・他)		
群	馬	県	10	0		0			
埼	玉	県	8	2	川越市(水・他)、三郷市(水)	2	川越市(水・他)、所沢市(水)		
千	葉	県	5	1	(習志野市(水・ガ))	0			
東京	都(特別	区)	-	0		0			
	都(市町		2	2	青梅市(病)、三宅村(交)	0			
	奈 川		1	0		0			
新	潟	県	14	0		0			
富	山	県	6	1	富山市(水・工・他)	0			
石	Л	県	3	0		0			
福	井	県	2	1	福井市(水・ガ)	0			
山	梨	県	2	1	(甲府市(水・他))	0			
長	野	県	12	2	(松本市(水·他))、塩尻市(水·他)	3	上田市(水)、飯田市(水)、塩尻市(水・他)		
岐	阜	県	8	0		0			
静	岡	県	13	0		0			
愛	知	県	2	0		0			
Ξ	重	県	9	0		0			
滋	<u>-</u> 質	県	7	0		0			
京	都	府	6	2	福知山市(水・ガ、病)、亀岡市(水・他)	0			
大	阪	府	22	9	岸和田市(水·他)、豊中市(水)、貝塚市(水、病)、守口市(水)、八 尾市(水)、泉佐野市(水、病)、松原市(水)、箕面市(水·他)、門真 市(水)		豊中市(水)、池田市(水)、門真市(水)		
兵	庫	県	12	3	尼崎市(交)、西宮市(水)、(伊丹市(水・エ、交、病))	4	芦屋市(水)、伊丹市(交)、宝塚市(水・他)、川西市(水・病)		
奈	良	県	5	1	大和郡山市(水)	0			
和	歌山	県	2	0		0			
鳥	取	県	8	3	鳥取市(水)、米子市(水)、智頭町(病)	0			
島	根	県	16	0		1	松江市(水、病、交・他、ガ)		
岡	山	県	8	3	(倉敷市(水))、津山市(水・エ・簡)、玉野市(水・病)	0			
広	島	県	9	0		0			
山		県	9	1	(岩国市(水・工、交))	0			
徳	島	県	5	0		1	徳島市(水)		
香	Ш	県	6	0		2	高松市(水・簡)、坂出市(水)		
愛	媛	県	5	0		0			
高	知	県	2	1	土佐市(病)	1	高知市(水)		
福	岡	県	16	3	直方市(水)、中間市(水)、水巻町(水)	3	直方市(水)、久山町(水)、水巻町(水)		
佐	賀	県	2	2	佐賀市(水)、唐津市(水・工)	1	佐賀市(水)		
長	崎	県	11	0		0			
熊	本	県	6	1	熊本市(水、交)	1	荒尾市(水)		
大	分	県	3	1	別府市(水)	1	別府市(水)		
宮	崎	県	9	0		0			
鹿	児島	県	10	0		0			
沖	縄	県	2	1	(那覇市(水・他))	0			
合		計	336	45		26			
			ı		ı		ı		

注 1) 労働組合がない場合は「一」としている。

^{2) &}lt;事業名等の凡例>

在籍専従職員の状況(都道府県)

			職員団体	(単位:人) 労働組合		
都道	府県	一般職員 職員団体	教育関係 職員団体	単純労務職員 労働組合	企業職員 労働組合	
北淮	声 道	33	63	職員団体	_	0
青 柔	_	2	4	_	1	0
- 17 - 7 岩 - 引		4	24	0	_	3
宮 坊		3	8	_	0	1
<u> </u>		9	14	_	_	0
<u> </u>		7	14		_	3
福		4	14	0	0	0
茨 坊		5	15	_	0	1
栃オ		6	8	_	_	0
群!		6	6	_	0	1
- 埼 3		1	11	0	-	0
		1	27	0	-	
東京		17	19	-	0	13
神奈		1	25	-	0	1
新 潟		13	27	_	0	2
富山		8	12	_	-	0
石川	県	5	11	_	2	0
福・非		4	10	0	0	0
山 ≸		2	17	_	-	1
長 里		6	18	_	-	0
岐阜	1 県	4	7	_	_	_
静區	司 県	8	19	_	_	1
愛失	山県	4	25	_	-	1
三	重 県	8	15	0	_	2
滋	県 県	4	13	_	_	_
京 者	邻 府	6	15	_	_	_
大 队	反 府	6	28	_	0	0
兵 厚	東県	6	39	_	0	1
奈 貞	良 県	5	4	_	-	0
和 歌	山県	5	16	_	-	0
鳥耳	り 県	3	8	-	0	0
島村	艮県	6	5	0	1	0
岡山		6	20	_	-	1
広 島		9	15	-	0	0
山口		5	11	0	0	0
徳島		2	8	-	_	1
香川		7	6	0	0	0
愛奶		1	2	-	-	0
高失		6	11		-	0
福品		17	29	-	-	0
佐賀		2	11	1	-	_
長崎		4	4	0	1	1
	- 県	7	5	-	1	0
	- 県	6	27		1	0
	奇 県	4	6	0	0	1
鹿児		4	17		0	0
沖 糸		6	18	-	0	2
合	計	288	731	1	7	37

注 1) 平成20年4月1日現在、当該団体が在籍専従の許可をしている者を計上している。なお「教育関係職員団体」は、教育公務員が主となっている職員団体の専従職員数で、当該団体の教育委員会が在籍専従の許可をしている者を計上している。(文部科学省調査) 2) 職員団体・労働組合がない場合は「一」、職員団体・労働組合はあるが在籍専従職員がいない場合は「O」としている。

在籍専従職員の状況(政令市)

(単位:人)

					(単位:人)	
都道府県	職員団体			労働組合		
10000元	一般職員 職員団体	教育関係 職員団体	単純労務職員 職員団体	単純労務職員 労働組合	企業職員 労働組合	
札幌市	7	9	-	2	6	
仙台市	4	3	0	0	2	
さいたま市	1	2	_	1	0	
千 葉 市	5	3	_	0	-	
横浜市	6	20	_	-	12	
川崎市	7	8	_	ı	3	
新 潟 市	9	3	_	0	1	
静岡市	2	3	_	ı	0	
浜 松 市	2	5	_	ı	1	
名古屋市	9	9	_	1	5	
京 都 市	14	7	0	0	4	
大 阪 市	15	14	_	11	16	
堺 市	4	4	-	1	2	
神戸市	5	8	0	4	4	
広島市	5	2	_	0	3	
北九州市	2	3	_	0	0	
福岡市	5	4	_	0	1	
h 計	102	107	0	18	60	

注 1) 平成20年4月1日現在、当該団体が在籍専従の許可をしている者を計上している。なお「教育関係職員団体」は、教育公務員が主となっている職員団体の専従職員数で、当該団体の教育委員会が在籍専従の許可をしている者を計上している。(文部科学省調査) 2) 職員団体・労働組合がない場合は「一」、職員団体・労働組合はあるが在籍専従職員がいない場合は「O」としている。